

基本方針 H15.3～R8.3(R3.3改正)

基本方針は、食品の安全・安心を確保し、県民の健全な食生活と健康の保護を図ることを目的として、消費者、生産者、事業者及び行政のそれぞれが主体的に取り組むための共通の指針となるものです。

あるべき姿

みんなで創る、安全な食品を安心して食べることができる社会

目指す姿（10年後）

施策領域Ⅰ 安全な食品の提供

生産者・事業者・消費者及び行政が相互に協働して食品の安全性を確保するためのリスク管理の仕組みが構築されています。

施策領域Ⅱ 安心感の醸成

流通している食品の正確な情報を簡単に入手できる仕組みが整備されており、安全な食品を安心して食べることができます。

基本的な視点

科学的根拠に基づく取組の推進	食品の安全を確保するため、科学的根拠に基づく衛生管理や監視指導に取り組みます。
情報の提供による透明性と信頼性の確保	食品への安心を確保するため、正しい情報を提供することにより、生産者、事業者、消費者及び行政の相互理解を深め、県民の不安を解消します。
自主的な取組の推進	食品の安全・安心を確保するため、生産者、事業者及び消費者それぞれの主体的な取組を推進します。

行政、生産者・事業者及び消費者の役割

行政、生産者・事業者及び消費者が主体的に役割を果たしながら、互いに協働して、食品の安全・安心を確保します。

行政

生産から消費に至る各段階における危機要因に応じた施策を総合的に推進します。

生産者
事業者

自らが食品の安全・安心の確保について第一義的な責任を有していることを認識し、安全な食品の生産・製造に努めます。

消費者

食品の安全・安心の確保に関する必要な知識と理解を深めるとともに、自主的かつ合理的な行動と、生産者、事業者、行政などへの働きかけをします。

推進プラン R3.3～R8.3

参考資料1

推進プランは、基本方針で掲げる目指す姿（10年後）を実現するために、施策領域ごとに取組の柱「衛生管理」「危機管理」「食品表示」「リスクコミュニケーション」を設けて、各取組の柱ごとに、目指す姿（5年後）と具体的な数値目標を掲げています。
また、この目標を達成するために、取組の方向、基本施策及び具体的な取組を策定し、実効性のあるものとなっております。

施策領域	取組の柱	目指す姿（5年後） ※R8.3	数値目標	取組の方向	基本施策	主な取組
安全な食品の提供	衛生管理	生産者・事業者の生産工程管理・自主衛生管理が定着し、食中毒リスクの少ない食品が提供できるようになってきており、県内における大規模な集団食中毒の発生が抑えられています。	▶有症者50人以上の集団食中毒発生件数（過去5年平均） （現状）2.6件 （目標）2.0件以下 ▶講習会受講者に占めるHACCPを理解している者の割合 （現状）— （目標）70%以上	生産段階での安全確保 製造・加工・流通段階での安全確保	安全な農産物の生産 安全な畜産物の生産 安全な水産物の生産 自主衛生管理の推進 監視指導体制の強化 食品検査体制の充実 輸入食品の安全対策の推進	(行 政)農産物の生産・流通システムの工程管理の推進 (生産者)農産物の安全性の確保 (行 政)安全な畜産物の提供に向けた検査・指導等 (生産者)家畜伝染病の発生予防 (行 政)水産物の生産段階における衛生管理等の普及啓発及び貝類安全対策 (生産者)安全で高品質なかきの提供 (行 政)HACCP定着のための支援 広島県食品自主衛生管理認証制度の普及 (生産者)HACCPの定着 (事業者)HACCPの定着 (行 政)監視指導の実施 HACCP定着の確認 (行 政)規格基準、遺伝子組換え食品、アレルギー物質を含む食品等の検査の実施 (事業者)行政が実施する検査への協力 (行 政)輸入食品の監視指導の充実強化 (事業者)輸入食品の安全確保
	危機管理	生産者・事業者が自社製品において違反又は健康被害の可能性がある旨を探知した場合には、速やかな情報収集を行い、早期に製品の回収に着手できるようになっています。	▶回収着手報告書提出までの所要日数 （現状）— （目標）1日以内	危機管理事業の早期収束	危機管理体制の整備 危機管理対応の徹底	(行 政)危機管理マニュアル作成等の支援 (生産者)GAPの実践 (事業者)お客様相談窓口の設置と危機管理体制の構築 (消費者)緊急時の連絡先の作成 (行 政)食品衛生申請等システムによる回収報告の推進 (生産者)迅速な自主回収への着手 (事業者)迅速な自主回収への着手 (消費者)異常時の対応
安心感の醸成	食品表示	事業者が食品表示法に基づく表示制度を理解し、不適切な食品表示が減少してきており、また、消費者が食品表示を確認する機会が増加し、商品の情報を正確に把握できるようになってきています。	▶表示違反（不良）による回収件数（過去3年平均） （現状）18件 （目標）8件以下	食品表示の正確な情報伝達 食品表示の信頼性の確保	適正な食品表示の推進 食品表示に対する監視指導の充実 食品表示活用の啓発	(行 政)食品表示制度の周知 (生産者)生産履歴記帳の推進 (事業者)食品表示の自主点検の強化 (行 政)食品表示適正化推進月間の実施 (行 政)消費者への食品表示制度の広報 (事業者)消費者への相談対応 (消費者)店頭での表示確認
	リスクミ	行政が中心となって食の安全に関するリスクコミュニケーションを推進し、生産者・事業者、消費者との相互理解を深める場が提供できており、流通する食品に対する消費者の不安意識が軽減できるようになってきています。	▶食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合 （現状）— （目標）10%以下	リスクコミュニケーションの推進	食品の安全性に関する情報発信の充実 生産者・事業者・消費者及び行政の相互理解の促進 消費者への正しい知識の普及	(行 政)電子媒体等による情報提供の実施 (生産者)産地からの情報発信の充実 (事業者)消費者への情報提供の充実 (消費者)積極的な情報収集の推進 (行 政)食品のリスクに対する総合的な理解の推進 (生産者)食品のリスクに対する総合的な理解 (事業者)食品のリスクに対する総合的な理解 (消費者)食品のリスクに対する総合的な理解 (行 政)食品衛生に関する知識の普及啓発の強化 (消費者)食品衛生に関する知識の習得